

お客様へ

**お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか**

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金はございませんか。

当金庫では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお届印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

お手続きに必要なもの(事前にご照会、ご確認ください)

- ・ 預金通帳または証書
- ・ お届印
- ・ ご本人であることの確認資料(運転免許証、各種保険証など)

また、預金通帳・証書やお届印が見当たらない場合でも、ご本人であることが確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意いただき、ご本人の預金であることが確認できれば、所定の手続きを経たうえで払戻しができますので、当金庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

以 上